

岡山労働局発表  
令和元年 5月 22日

【照会先】  
岡山労働局 労働基準部監督課  
監督課長 小川 充彦  
過重労働特別監督監理官  
犬塚 浩司  
(電話) 086(225)2015

平成 30 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表します

岡山労働局では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 147 事業場に対して集中的に実施したものです。

その結果、123 事業場（全体の 83.7%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち 77 事業場（52.4%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

岡山労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

#### 【監督指導結果のポイント】

監督指導の実施事業場： 147 事業場

このうち、123 事業場（全体の 83.7%）で労働基準関係法令違反あり。

主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

違法な時間外労働があったもの： 77 事業場（52.4%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月 80 時間を超えるもの： 34 事業場（44.2%）

うち、月 100 時間を超えるもの： 23 事業場（29.9%）

うち、月 150 時間を超えるもの： 2 事業場（2.6%）

賃金不払残業があったもの： 7 事業場（4.8%）

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 26 事業場（17.7%）

主な健康障害防止に関する指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの： 73 事業場（49.7%）

うち、時間外・休日労働を月 80 時間 以内に

削減するよう指導したもの： 38 事業場（52.1%）

労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 34 事業場（23.1%）

## 平成30年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

## 監督指導実施状況

平成30年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、147事業場に対し監督指導を実施し、123事業場（全体の83.7%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが77事業場、賃金不払残業があったものが7事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが26事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法令違 反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	147 (100%)	123 (83.7%)	77 (52.4%)	7 (4.8%)	26 (17.7%)	
主な業種	製造業	32 (21.8%)	28 (87.5%)	17	2	4
	建設業	10 (6.8%)	8 (80%)	3	1	0
	運輸交通業	34 (23.1%)	29 (85.3%)	22	2	8
	商業	19 (12.9%)	18 (94.7%)	13	1	5
	接客娯楽業	9 (6.1%)	9 (100%)	6	1	2
	その他の事業 (注6)	13 (8.8%)	8 (61.5%)	4	0	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
147	37 (25.2%)	71 (48.3%)	12 (8.2%)	10 (6.8%)	15 (10.2%)	2 (1.4%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
147	21 (14.3%)	41 (27.9%)	8 (5.4%)	8 (5.4%)	20 (13.6%)	49 (33.3%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

- (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、73事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
73	5	17	35	38	0	2

- （注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- （注2） 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- （注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- （注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- （注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

- (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況  
 監督指導を実施した事業場のうち、34事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
34	27	2	17	3	0	0

- （注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- （注2） 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった77事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、34事業場で1か月80時間を、うち23事業場で1か月100時間を、うち2事業場で1か月150時間を超えていた。なお、時間外・休日労働が1か月200時間を超えた事業場はなかった。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
			100時間超	150時間超	200時間超
77	43	34	23	2	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、13事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、49事業場でタイムカードを基礎に確認し、16事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、50事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）（注3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	
13	49	16	50

（注1）労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3）労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

## 【参考】前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

		平成30年 11月	平成29年 11月	
<b>監督指導</b>	監督実施事業場	147	145	
<b>実施事業場</b>	うち、労働基準法などの法令違反あり	123 (83.7%)	109 (75.2%)	
<b>主な 違反内容</b>	1 違法な長時間労働があったもの	77 (52.4%)	71 (49.0%)	
	うち、時間外・ 休日労働の実 績が最も長い 労働者の時間 数が	1か月当たり80時間を超えるもの	34 (44.2%)	34 (47.9%)
		1か月当たり100時間を超えるもの	23 (29.9%)	17 (23.9%)
		1か月当たり150時間を超えるもの	2 (2.6%)	3 (4.2%)
		1か月当たり200時間を超えるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2 賃金不払残業があったもの	7 (4.8%)	11 (7.6%)	
3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	26 (17.7%)	11 (7.6%)		
<b>主な健康障 害防止に関 する指導の 状況</b>	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	73 (49.7%)	107 (73.8%)	
	うち、時間外・休日労働を月80時間以内に削減するよう指導したもの	38 (52.1%)	55 (51.4%)	
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	34 (23.1%)	15 (10.3%)	

# 監督指導事例

## 事例 (金融業)

- 1 労働者5名について、36協定で定める上限時間（特別条項：月75時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月約140時間）が認められたことから、指導を実施した。
- 2 労働時間が適正に自己申告されておらず、実際の労働時間が把握できていないことが認められたことから、指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 当該法人では、手書きの出勤簿に出勤時間・退勤時間、時間外労働時間等所定外労働時間を個々の労働者が記入し、賃金計算のため所定外労働時間数のみを各拠点にてデータ入力を行い、賃金計算を行っている本社でデータ入力された所定外労働時間数をもとに割増賃金等を支払っているが、立入調査の結果、出勤簿の出勤時間・退勤時間と所定外労働時間との間に相違が認められ、適正に自己申告されておらず、実際の労働時間が把握できていないことが判明した。

#### 労働基準監督署の対応

「労働時間適正把握ガイドライン」（参考資料1参照）に基づき、労働時間を調査し適正に把握するよう指導

- 2 労働者5名について、36協定で定める上限時間（特別条項月80時間）を超えて、月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月134時間）を行わせていた。また、36協定の特別延長時間まで延長する際の手続きを実施していないことが判明した。

#### 労働基準監督署の対応

36協定で定める上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと、特別条項を適用する際に労使の協議等の手続きを経ていないことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）

### 健康診断の実施 及び 健康診断結果に基づく事後措置

（労働安全衛生法第66条、第66条の4、第66条の5）

#### 健康診断の実施

常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。

#### 事後措置（健康診断後、使用者が実施）

健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

### 産業医への情報提供（ ）

#### 産業医への情報提供

（労働安全衛生法第66条の8）

時間外・休日労働時間が月100時間を超えた場合は、速やかに、当該労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

（ ） 長時間労働者への医師の面接指導及び産業医への情報提供については、働き方改革を推進するための整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正されました。（平成31年4月1日施行。詳細は参考資料2のとおり。）

### ストレスチェック制度

（労働安全衛生法第66条の10）

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査（ストレスチェック）を実施しなければなりません。

医師・保健師等によるストレスチェックの実施

結果を労働者に通知

労働者のセルフケア

事業者の結果通知

医師による面接指導の実施

労働者の同意あり

## 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

### 1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

### 2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

### 3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定め  
のいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価す  
ることができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使  
用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用  
者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別  
具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付  
けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃  
等)を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、  
労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手  
待時間」)

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の  
指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

#### 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

##### (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終  
業時刻を確認し、これを記録すること。

##### (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のい  
ずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎  
として確認し、適正に記録すること。

##### (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、  
使用者は次の措置を講ずること。



ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

#### (4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第 108 条及び同法施行規則第 54 条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第 120 条に基づき、30 万円以下の罰金に処されること。

#### (5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

#### (6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

#### (7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

## 1 産業医の活動環境の整備

### 産業医の独立性・中立性の強化

(1) 産業医について、専門的知識に基づいて誠実にその職務を行う責務を定める。

### 長時間労働者等の健康確保対策の強化

(2) 事業者は、衛生委員会に対し、産業医が行った労働者の健康管理等に関する勧告の内容等を報告しなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

(3) 事業者は、労働者が安心して産業医等による健康相談を受けられるようにするために必要な体制整備等を講ずるよう努めなければならないこととする。（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

### 産業医の業務内容等の周知

(4) 事業者は、産業医の業務内容等を労働者に周知しなければならないこととする。（産業医等を選任している事業場）

## 2 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等

### 労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供

(1) 事業者は、産業医に対し産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。  
（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

### 労働者の健康情報の適正な取扱いの確保

(2) 事業者は、本人同意その他正当な事由がある場合を除き労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならないが、また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。（全ての事業場）

※ じん肺法も同様の改正

● **産業医とは**：事業場において、労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理、健康管理等を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務がある。

● **衛生委員会とは**：労働者の衛生に係る事項を調査審議するための会議体。構成員は使用者、労働者、産業医等。常時使用する労働者が50人以上の事業場において設置義務がある。

※ 高齢労働者の増加に伴う産業保健機能の強化についても、労働災害防止計画等に基づき、不断の見直し・取組を進めていく。

# 長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

新規

事業者が管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者の労働時間の状況を把握

《法律》

拡充

事業者が産業医に時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者の情報を提供《省令→法律》

新規

事業者は時間外・休日労働時間月80時間超の労働者に労働時間の情報を通知 《省令》

産業医が情報をもとに労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

《省令》

拡充

時間外・休日労働時間月80時間超の労働者が事業者に面接指導の申出

《省令》

※ 面接指導の対象要件を月100時間超から月80時間超に拡大

事業者が産業医等による面接指導を実施

《法律》

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く

《法律》

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

《法律》

新規

事業者が産業医に措置内容を情報提供

《法律》

新規

産業医が勧告を行う場合は事業者からあらかじめ意見を求める

《省令》

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告

《法律》

新規

事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会等に報告

《法律》

